

## 大分大学経済学部教育システム委員会規程

令和3年4月14日制定  
令和3年経済学部規程第1号

### (趣旨)

第1条 この規程は、大分大学経済学部において、教育の質及び学生の学習成果の水準を継続的に維持し、及びその向上を図るために設置する、大分大学経済学部教育システム委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

### (業務及び審議事項)

第2条 委員会は、教育システムに関わる次の各号に掲げる事項について業務を行い、及び審議する。

- (1) 教育内容及び教育方法の改善に係る企画、立案及び実践に関すること。
- (2) 教育効果の検証及び教育成果の活用に関すること。
- (3) 教員の教授能力の向上に関すること。
- (4) その他教育改善及び教育機能の向上に関し必要な事項

### (構成)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 教務委員長
  - (2) 大学院委員長
  - (3) 教務委員会委員
  - (4) メジャーの教員 各1人
  - (5) 語学担当教員 1人
  - (6) 入試委員会委員 1人
  - (7) 学生生活委員会委員 1人
  - (8) 就職委員会委員 1人
  - (9) その他学部長が必要と認める者
- 2 前項第4号から第9号の委員は、教授会の議に基づき、学部長が指名する。

### (任期)

第4条 前条第2項の委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、教務委員長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長が欠けたとき、又は事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

### (会議)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開くことができない。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (議事の特例)

第7条 前条第1項の規定にかかわらず、委員長が、定例的若しくは軽易な事項又は緊急その他やむを得ない事由であると認める場合で、書面又は電子メールにより委員会を開催する必要があると認めるときは、議事を開き、議決することができる。

- 2 前項の議事については、前条第2項の規定を準用する。この場合において、「出席した委員」とあるのは当該議事に参加した者とする。

3 第1項の場合において、委員長は、当該議事の結果について委員が出席して開催される次の委員会において報告しなければならない。

(代理出席)

第8条 委員長は、委員が都合により出席できないときは、委員からの申出により、代理者の出席を認めることができる。

(委員以外の者の出席)

第9条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

(事務)

第10条 委員会の事務は、経済学部事務部学務係において処理する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和3年4月14日から施行する。

附 則 (令和6年経済学部規程第7号)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。